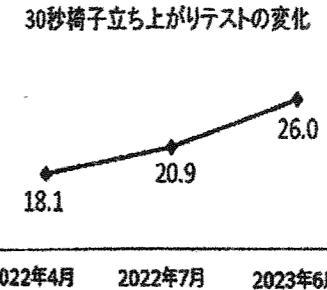




## サロン深つかふかだより

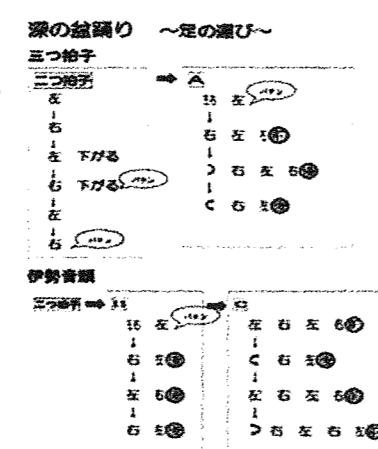
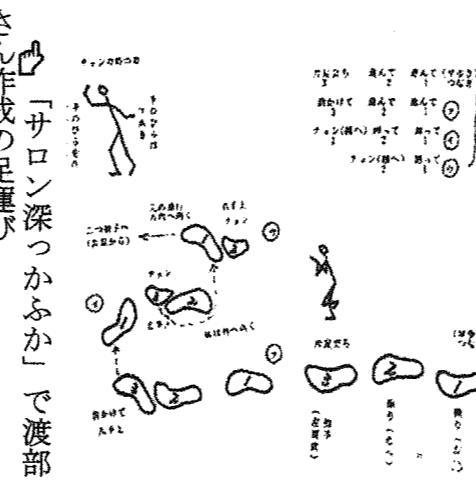
協力者一同

6月に、市役所から来ていて、昨年より、少し体力が上がっています。向上ならずとも、維持していく結果でした。「継続は力なり」。よう、一緒に、体操や脳トレ、おしゃべりなどを継続していくからと思います。



●盆踊りの練習 8月14日の盆行事に向けて、「深盆踊り」の練習をしています。

三つ拍子の足運び（二つ拍子と三つ拍子の繰り返し）※この挿絵では分かりにくいと思われますので、「深の里山」22～24ページを「参考ください。



「サロン深つかふか」で渡部さん作成の足運び

ましよう！

★これまで、深小学校からサロン深つかふかを何度も訪問してく  
れています。子どもも大人も一緒に楽し  
んでいます。夏休みの間、子どもも  
さんのご参加大歓迎です！

8月の予定

水曜日 10時～11時30分  
・23日・9日・16日



- インスタグラムで活動の様子を発信しています。  
<https://www.instagram.com/fukamachi.ochanoma/>
- 飲み物・室内シューーズ
- 長いタオル（体操に使います）
- うちわ（盆踊り練習用）

◆インスタグラムで活動の様子を発信しています。  
<https://www.instagram.com/fukamachi.ochanoma/>

問い合わせ先（安藤）  
090-5265-3855



## 警視庁ホームページより

自転車での基本ルールはこれ！

### 自転車安全利用5則

7月号で掲載しましたが補足して掲載いたします。

#### ①自転車の通行帯

自転車は、車道が原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置づけられています。したがって歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

車道は左側を通行

自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄つて通行してください。

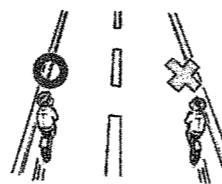
一方通行の道路で「自転車を除く」の補助標識があり、自転車の規制が除外となつている場合に通行（逆行）する場合も同じです。

自転車が歩道を通行するときは、歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき。

歩道は例外

普通自転車が歩道を通行することができる場合

罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



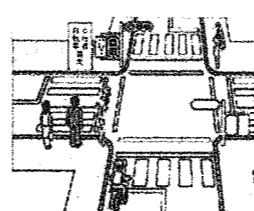
#### ②交差点の安全

信号は必ず守る

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

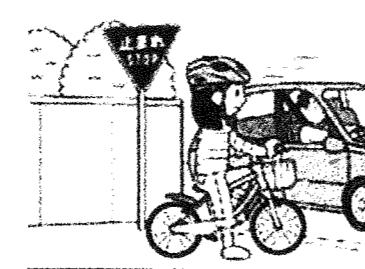
特に、横断歩道を進行して道路を横断する場合や、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標識のある場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。歩行者用信号機の青色信号の点滅の意味は、黄色信号と同じです。次に青信号になるまで待ちましょう。

罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

罰則…3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



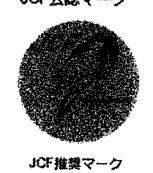
#### ③夜間は必ずライトを点灯する

罰則…5万円以下の罰金



#### ④飲酒運転の禁止

自動車の場合と同じく酒気を含む自転車を運転してはいけません。また、酒気を含む自転車を提供したり、飲酒運転を行なうおそれのある者に酒類を提供したりしてはいけません。



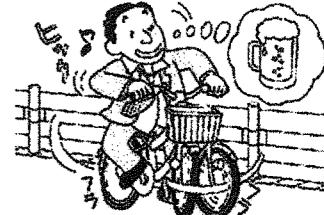
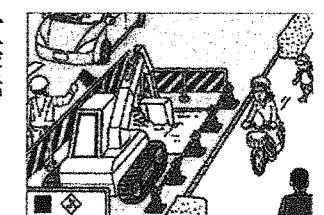
自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。



罰則…5年以下の懲役又は10万円以下の罰金  
(酒によつて運転した場合)

#### ⑤ヘルメットを着用



道路交通法 第63条の11

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。



自転車の運転者は、他人を当該

児童又は幼児を保護する責任の

ある者は、児童又は幼児が自転車

を運転するときは、当該児童又は

他人に乗車用ヘルメットをかぶら

せることを努めなければならない。

第2条 自転車の運転者は、他人を当該

児童又は幼児を保護する責任の

ある者は、児童又は幼児が自転車

を運転するときは、当該児童又は

他人に乗車用ヘルメットをかぶら

せることを努めなければならない。

第3条 自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットをかぶら

せることを努めなければならない。

児童又は幼児に乘車させることは、当該児童又は

他人に乗車用ヘルメットをかぶら

せることを努めなければならない。

自転車に乗車するときは、当該児童又は

他人に乗車用ヘルメットをかぶら

せることを努めなければならない。

自転車に乗車するときは、当該児童又は